議案第７３号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年１２月６日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準拠するため、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるもの。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　町長及び副町長の給与に関する条例（昭和３４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第２条　町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和４年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。